

○令和五年／デジタル庁／総務省／告示第八号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報)  
 (令和五年三月三十一日)  
 (／デジタル庁／総務省／告示第八号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
令和五年度大阪府大東市新型コロナウイルス感染症対策に係るマイナンバーカード普及促進給付金(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和五年度大東市一般会計当初予算における、大阪府大東市から、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。))第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。))の交付を受けた公的給付支給等口座登録者(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。))第三条第四項に規定する公	令和五年度大阪府大東市新型コロナウイルス感染症対策に係るマイナンバーカード普及促進給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録関係情報に関する情報

的給付支給等口座登録者をいう。)に支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(個人番号カード関係情報(番号利用法による個人番号カードの交付に関する情報をいう。)及び公的給付支給等口座登録簿関係情報(口座登録法第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項をいう。以下同じ。)を含む。)の管理に関する事務	
--	--

附 則

この告示は、公布の日から適用する。